

次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修費に係る保険
給付の見直しに関する意見書

国は次期介護保険制度改正に向けて軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討しているところであるが、現行の介護保険制度による福祉用具貸与や住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護度の重度化を防ぎおくらせるとともに、介護者の負担を軽減させるという極めて重要な役割を果たしている。

自宅に手すりを取りつけることや、つえや歩行器を利用することは、転倒、骨折予防や、住みなれた自宅で自立した生活を継続することに役立っている。また、安全な外出機会を保障することで、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具や住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得者の切り捨てになりかねず、また、外出の機会が抑制されることなどで介護度の重度化が進行し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して給付費が増大するおそれがある。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修費に係る保険給付の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

梶村 充